

# 申告相談日程表

《各会場の開館・受付時間》

8時30分～15時(大阿仁地区は9時～)

《申告相談時間》

【午前】9時30分～12時(大阿仁地区は10時～)

【午後】13時～終了まで ※受付は15時まで

地区ごとに申告日を指定していますので、日程表を確認のうえ、指定の会場で申告してください。

合川地区の会場は「合川公民館」に変更となります。ご注意ください。

◆午前中の受付は、混み具合によって人数を制限し、午後の相談となることがあります。また、相談内容によっては受付順が前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆指定対象地区の会場・日時の変更を希望される方は、前日までに電話連絡(☎62-1116)をお願いします。

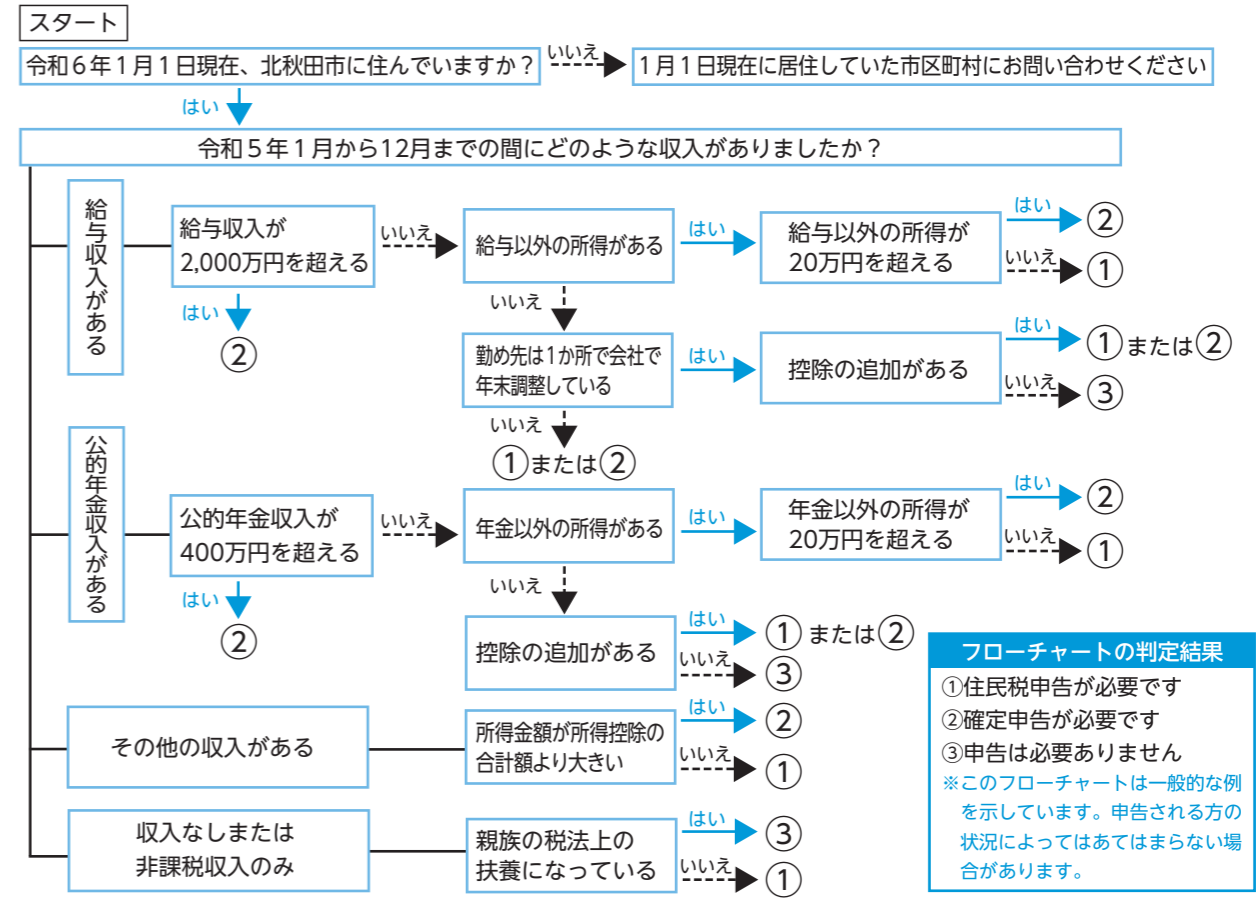
◆感染症等の感染状況により、申告相談の開催が困難な場合には、急きょ申告相談を中止する可能性があります。その際は、ホームページや防災ラジオ等でお知らせしますのであらかじめご了承ください。

日	曜	鷹巣地区	会場・時間	日	曜	合川・森吉・阿仁地区	会場・時間
2/5	月	申告相談なし		2/5	月	比立内 新町 比立内下町 幸屋渡	大阿仁出張所 10:00～
6	火	申告相談なし		6	火	打当 中村 戸島内 長畑 新中 幸屋 岩野目沢 鳥坂	阿仁庁舎 9:30～
7	水	本郷 根木屋敷 妹尾館 中畑 大畑 横瀨 岩脇 吉野	七日市公民館 9:30～	7	水	荒瀬 荒瀬川 鍵ノ滝 萱草 伏影 根子 笑内	阿仁庁舎 9:30～
8	木	葛黒 与助岱 三ノ渡 黒森 松沢 明利又 上舟木 下舟木 吉ヶ沢 深沢 品類	七日市公民館 9:30～	8	木	下新町 上新町 畑町 畑町東裏	
9	金	小森 四渡 坊山 湯ノ岱 中屋敷		9	金	新町 上岱 大町 横町 真木沢 湯口内	
13	火	脇神 上野 藤株 小摩当 高村岱	沢口公民館 9:30～	13	火	小様 小淵 吉田	合川公民館 9:30～
14	水	上町 向黒沢 前野	沢口公民館 9:30～	14	水	李岱 東根田 西根田	
15	木	小田 田子ヶ沢 松原 糠沢 大畑 二本杉 岩谷 旭ヶ丘		綴子公民館 9:30～	15	木	
16	金	下町 大堤 昭和	綴子公民館 9:30～	16	金	三木田 鎌沢 雪田 杉山田	合川公民館 9:30～
19	月	前山 今泉		19	月	木戸石 増沢	
20	火	黒沢 深閑 相善町 羽立		坊沢公民館 9:30～	20	火	
21	水	大町 上町 街道町 新屋敷町	21		水	松ヶ丘 下杉	
22	木	太田 摩当	22		木	川井 道城	
26	月	あけぼの町 岩坂 大沢 李岱 田沢	坊沢公民館 9:30～	26	月	上杉 上杉団地 桃栄 金沢 金沢団地 弥栄	前田公民館 9:30～
27	火	掛泥 太田屋敷後 高野尻 高野尻団地		27	火	合川 梅栄	
28	水	佐助岱 湯車 緑ヶ丘 蟹沢 南鷹巣 小ヶ田		28	水	桂瀬 上羽立 下羽立 惣内 桂坂 通り町	
29	木	田中 胡桃館 南田中	坊沢公民館 9:30～	29	木	陣場岱 神成 五味堀 柏木岱 大岱	前田公民館 9:30～
3/1	金	住吉町 花園町		3/1	金	様田 根森田 巻淵 堺田 細越 止 羽根川 新屋布 小又	
3	日	鷹巣地区で平日に申告できない方		交流センター 9:30～	4	月	
4	月	西陣場岱 高森岱 石ノ巻岱 堂ヶ岱 舟場 川口	5		火	御嶽 本城御嶽 本城上 本城下 本城荒町 本城町屋 長下 滝ノ沢 御狩屋 松栄	
5	火	舟見町 新舟見町	6		水	大杉 裏町 学校通り 根小屋 日栄 鶴田 長野 米畑 中新田 大沢	
6	水	米代町 元町 西屋敷 柳中 下家下 東上綱	交流センター 9:30～	7	木	寄延 冷水岱 浦田 大淵 白坂 山崎 長野岱 高校通り	森吉庁舎 9:30～
7	木	宮前町 旭町 松葉町 掛泥向		8	金	向本城 川向 駅前 新丁 本丁	
8	金	東横町 大町 幸町 内幸町 東中岱 平成町		10	日	合川、森吉、阿仁地区で平日に申告できない方	
11	月	材木町 伊勢町	交流センター 9:30～	11	月	七曲 松山町 伊勢ノ森 新町 横町 大町 中道岱	
12	火	鷹巣地区で指定日に申告できなかった方		12	火	合川、森吉、阿仁地区で指定日に申告できなかった方	
13	水						
14	木						
15	金						

☆日曜日は大変混み合うことが予想されます。できるだけ指定対象地区の指定日にご相談ください。

※七日市公民館＝七日市基幹集落センター、沢口公民館＝沢口林業センター、綴子公民館＝綴子基幹集落センター

# 申告確認フローチャート



# 申告前に書類の確認を!

- 申告相談を受けられる方は、次の書類をお持ちください。(□欄を使って確認してください)
- 税務署から「確定申告のお知らせのはがき(封書)」または「申告書等用紙」が届いた方は、必ずお持ちください。

- すべての方
    - マイナンバーカードもしくは番号確認書類と身元確認書類 □預金口座番号の分かるもの(還付申告の場合)
  - 給与収入、公的年金収入のある方
    - 源泉徴収票、源泉徴収票が発行されない場合等は収入額が分かるもの
  - 営業、農業、不動産収入のある方
    - 収支内訳書または収支を集計している帳簿類 ※詳細を確認する場合がありますので、領収書もご持参ください。
  - 利子、配当、雑、一時所得のある方
    - 支払調書など収入額が分かるもの □経費がある場合はその額の分かるもの
  - 譲渡・山林所得のある方
    - 売買契約書 □経費がある場合はその額の分かるもの
    - 特別控除の特例を受ける場合は、その内容が確認できる書類
  - 各種控除を受ける方
    - 医療費のお知らせ、または「個人ごと・医療機関ごと」に集計した医療費控除明細書(任意様式可) および領収書
    - 社会保険料等の領収書または納付額確認書(注1) □生命保険料控除証明書 □地震保険料控除証明書
    - 寄附金受領書 □障害者手帳、障害者控除対象者認定書(注2) □在学証明書
    - 災害や火災等による損失があった場合で、雑損控除の申告をする場合は「被災証明書(消防署で発行されたもの)」および支出した領収書など
- (注1) 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額確定通知書は本庁各担当係および各総合窓口センターで無料交付しています。なお、年金から特別徴収されている場合を除きます。また、交付申請には身元確認書類が必要です。
- (注2) 福祉課地域障がい福祉係で無料交付しています。